第1号様式、第三号様式及び第五号様式中

「業務の範囲（旅行業の場合）	第一種旅行業務	
第二種旅行業務　第三種旅行業務」	を「業務の範囲（旅行業の場合）	第一種旅行業務　第二種旅行業務　第三種旅行業務　地域限定旅行業務」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類とみなす。